

呉市公共汚水ます設置基準

下 水 建 設 課

(趣旨)

第1条 この基準は、呉市公共下水道として設置する公共汚水ます及び取付管(以下「公共ます」という。)等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所等)

第2条 公共ますは、道路境界又は水路境界線(以下「境界線」という。)から1メートル以内の敷地内において、土地所有者等の承諾を得て、排水設備の接続及び維持管理が容易に行える場所に設置するものとし、その設置工事は、下水道整備工事と同時に施工するものとする。この場合において、画地の形状等により、これによることが困難である場合はこの限りでない。

- 2 敷地内に公共ますを設置する場所がない場合又は敷地の位置が道路の位置よりも1メートル以上高い場合は、道路管理者と協議の上、公共ますを道路上に設置するものとする。ただし、道路と敷地の間に水路等がある場合は、水路の上越し、下越し等を含め水路等の管理者と協議の上、設置場所を決めるものとする。また、空地(将来住宅等を建築する予定のある敷地に限る。)については、当該空地の所有者等と協議し、公共ますの設置が下水道整備工事と同時に施工できるよう努めなければならない。
- 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項で定める道路においては、道路後退線を第1項に規定する境界線とみなすことができる。

(設置個数等)

第3条 公共ますは、1画地に1個設置するものとする。この場合において、1個の公共ますでは排水設備の接続が困難な場合は、使用者の負担により、公共ますを追加して設置することができる。

- 2 1画地の土地面積が500平方メートルを超え、1個の公共ますでは排水設備の接続が困難な場合は、500平方メートルを超えるごとに1個の公共ますを設置することができる。
- 3 1画地に2以上の所有者が異なる建物(附属建物を除く。)があり、水道メーターで確認できる別々の使用者がこれらを使用する場合は、個々の建物に1個ずつ公共ますを設置することができる。
- 4 公共下水道供用開始区域内での分筆等による画地の変更に伴い、新たに公共ますの設置が必要となる場合には、使用者の負担により、公共ますを設置することができる。ただし、平成26年6月1日以前に供用開始された区域において平成28年3月31日までに分筆登記された画地については、呉市の負担により公共ますを設置するものとする。なお、公共下水道の供用開始後に分筆等による画地の変更を行っていない画地において、公共ますが未設置となっている場合には、呉市の負担により、公共ます

を設置するものとする。

- 5 使用者の負担による公共ますの設置については、管理者の権限を行う呉市長（以下「管理者」という。）の承認を受けて行うものとし、当該設置工事が適正に施工された上で、当該公共ますが呉市に寄附された場合は、呉市において維持管理を行うものとする。なお、当該設置工事について、管理者の承認を受けた内容と異なる施工を行った場合は、公共ますとしての寄附を受けないこととし、使用者において維持管理を行うものとする。

（公共汚水ますの規格等）

第4条 公共汚水ますの規格は、内径200ミリメートル、深さ1メートル未満とする。

この場合において、画地の形状、構造物及び地下埋設物等によりこれによることが困難な場合は、この限りでない。

- 2 公共汚水ますは、取付管を使用して管きよに接続するものとする。ただし、施工に当たっては、下水の公共汚水ますへの逆流が起これないようにしなければならない。また、管きよ内の下水の流速、流量及び汚物の流送等の支障とならないようにしなければならない。

（自然流下で排水ができない場合）

第5条 敷地の位置が道路の位置よりも低い等の理由により自然流下で排水ができない場合において、使用者が自ら設置するポンプ等で排水するときは、当該使用者と協議の上、境界線から1メートル以内の画地内まで圧送管を布設し、吐き出しバルブを設けた点検ますを設置するものとする。この場合において、画地の形状等により、これによることが困難である場合は、この限りでない。

（宅内排水設備工事の確認）

第6条 呉市下水道条例施行規程（平成25年上下水道規程第15号）第3条第2項に規定する確認は、公共ます設置工事の完了検査後に行うものとする。

（既設公共ますの取扱）

第7条 既設公共ますの位置及び深さ等の構造について使用者からの変更要望があった場合において、当該変更理由が使用者の都合によるものであり、かつその理由がやむを得ないと判断されるときは、使用者の負担により、変更できるものとする。また、公共ますが設置された画地で土地利用の変更に起因して、当該公共ますが破損するようなことが生じた場合は、原因者において補修又は取替えを行うものとする。

- 2 既設取付管が陶管で維持管理上の取替えが必要となった場合や、道路上に設置された公共ますを敷地内に移動させる場合等、公的理由により公共ますの構造等を変更する場合は、呉市の負担により行うものとする。なお、この場合における公共ますの設置場所については、既設取付管と同一線上の箇所とする。

- 3 土地利用の変更等により、必要としなくなった公共ますは、管理者の承認の上、使用者の負担により撤去するものとする。ただし、当該公共ますが下水道事業の固定資産である場合は、当該公共ますを使用者に売却した後に、撤去を承認するものとする。

4 前項の必要としなくなった公共ますには、1画地の土地面積に相応する個数を超えた公共ますも含めるものとする。ただし、使用者の都合により、当該公共ますについて使用継続の申し出があった場合は、当該公共ますを使用者に売却した後に、使用者が維持管理を行う汚水ますとして、使用を承認するものとする。

5 前2項の規定により公共ますを撤去した後に公共ますが再度必要となった場合は、使用者の負担により設置するものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、決定するものとする。